

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小野正典、同佐藤博史、同笠井治の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	木 戸 口	久 治
裁判官	横 井	大 三
裁判官	伊 藤	正 己
裁判官	安 岡	滿 彦